

# 再生可能エネルギー設備等導入のお願い

## 再生可能エネルギー設備とは

再生可能エネルギーとは、エネルギー源として持続的に利用することができる、太陽光、風力、水力及び地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱並びにバイオマス(動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。))を利用して得られるエネルギーをいい、得られたエネルギーを電気又は熱に変換する設備を再生可能エネルギー設備といいます。



## 再生可能エネルギー設備等導入の必要性

近年、気候変動の影響によると考えられる自然災害が世界各地で発生しており、世界各国で、カーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がっています。日本も、2020年10月に、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

群馬県においても、2019年12月に、災害に強く、持続可能な社会を構築し、県民の幸福度を向上させるため、「ぐんま5つのゼロ」を宣言し、2022年3月には、2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」実現条例(以下「条例」)を制定しました。

脱炭素社会の実現に向けては、再生可能エネルギーを最大限活用することが鍵となります。再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出しないだけでなく、エネルギー供給の分散化による災害時のレジリエンスの向上等にもつながります。ぜひ積極的な導入をお願いします。

### 2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」

- 宣言1 自然災害による死者「ゼロ」
- 宣言2 温室効果ガス排出量「ゼロ」
- 宣言3 災害時の停電「ゼロ」
- 宣言4 プラスチックごみ「ゼロ」
- 宣言5 食品ロス「ゼロ」

## 条例で規定する特定建築物に関する義務制度

条例に基づいて、建築主の皆様には再生可能エネルギー設備の導入をお願いしています。

特定建築物を新築、増築又は改築しようとする者及び特定建築物の設計者に対する条例における義務規定は、下表のとおりです。

		特定建築物 (延床面積:2,000㎡以上)	その他建築物 (延床面積:2,000㎡未満)
建築主の義務	再生可能エネルギー設備の導入 (2023年4月1日施行)	○※ (義務)	△ (努力義務)
	特定建築物排出量削減計画等の提出 (2022年10月1日施行)	○ (義務)	—
	再生可能エネルギー設備等導入計画書等の提出 (2022年10月1日施行)	○ (義務)	—
設計者の義務	再生可能エネルギー設備等の導入に関する説明 (2022年10月1日施行)	○ (義務)	—
	説明資料の保存 (2022年10月1日施行)	○ (義務)	—

※特定建築物に導入すべき再生可能エネルギー設備から得られる熱及び電気の量は、1年当たり60メガジュールに当該特定建築物の床面積(増築又は改築の場合にあっては、増築又は改築にかかる部分に限る。)の合計の平方メートルで表した数値を乗じて得た量以上とする。

# 再生可能エネルギー設備等導入のメリット

## 温室効果ガスの削減

二酸化炭素排出量の削減による地球環境への貢献

## レジリエンス強化

災害等の非常時におけるエネルギーの供給源としても活用可能

## 企業価値の向上

脱炭素化に向かう社会の潮流に順応

# 再生可能エネルギー設備等の導入方法(例:太陽光発電設備)

	購入	リース	オンサイトPPA
概要	需要家が自らの敷地内に太陽光発電設備を設置し維持管理する仕組み。	リース事業者が、需要家の敷地内に太陽光発電設備を設置し、維持管理を行う代わりに、需要家がリース事業者に対して月々のリース料金を支払う仕組み。発電した電気は需要家のものになる。	発電事業者が、需要家の敷地内に太陽光発電設備を設置し、所有・管理をした上で、発電した電気を需要家に供給する仕組み。(「第三者所有モデル」とも言われる。)
メリット	<ul style="list-style-type: none"><li>・長期的に見れば最も投資回収効率がよい。</li><li>・処分・交換など自社でコントロール可能。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・基本的に初期投資がゼロ</li><li>・維持管理、メンテナンスの費用が発生しない。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・基本的に初期投資がゼロ</li><li>・維持管理、メンテナンスの費用が発生しない。</li></ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"><li>・初期投資が大きい。</li><li>・維持管理、メンテナンスの手間と費用が発生する。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・自由に交換・処分ができない。</li><li>・長期契約である。(途中解約には違約金が発生)</li><li>・発電がない場合でもリース料を支払う必要がある。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・自由に交換・処分ができない。</li><li>・長期契約である。(途中解約には違約金が発生)</li></ul>

(出典)はじめての再エネ活用ガイド(企業向け)(2022年3月環境省)から一部抜粋

(出典)初期投資ゼロでの自家消費型太陽光発電設備の導入について～オンサイトPPAとリース～(2021年3月環境省)から一部抜粋

設計者からの詳しい説明を希望しないときは、以下について御記入ください。

再生可能エネルギーの導入等に関する説明を要しません。

年 月 日

特定建築主の氏名  
(法人の場合は名称)

代表者氏名  
(法人の場合のみ)

特定建築物の所在地

建築士の氏名

一級  二級 建築士

登録 第

号